

平成28年12月27日

お客さま各位

八幡信用金庫

高齢者を狙った特殊詐欺防止に係るATM振込制限について

日頃は当金庫キャッシュコーナーをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して預金を振り込ませる「還付金詐欺」「振込め詐欺」等が急増しています。

つきましては、私ども八幡信用金庫では、お客さまの被害を防止するため、ATMでのキャッシュカードによる振込限度額を下記のとおり制限させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 制限内容

次の対象となるお客さまは、ATMでのキャッシュカードによる振込が出来なくなります。

(ATMを利用した振込限度額を「0円」とさせていただきます。)

2. 対象なるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、当金庫ATMにおいて1年間キャッシュカードによる振込をされていない口座のお客さま

3. 制限開始日

平成29年1月1日(日)

4. その他

- (1) キャッシュカードによる「預け入れ」や「引き出し」は従来どおり可能です。
- (2) 対象となるお客さまで、キャッシュカードによる振込を希望される場合は、営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。

以上